

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【公表番号】特表2004-524990(P2004-524990A)

【公表日】平成16年8月19日(2004.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2004-032

【出願番号】特願2002-545923(P2002-545923)

【国際特許分類第7版】

B 4 2 D 15/02

A 6 3 H 37/00

【F I】

B 4 2 D 15/02 5 1 1 A

A 6 3 H 37/00

【手続補正書】

【提出日】平成15年8月4日(2003.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グリーティングカードに関連して使用され、支持手段のみによりグリーティングカードに接続されている粒子状物質収容容器を備え、前記支持手段は、使用中に前記グリーティングカードに隣接する第1の端部と、前記グリーティングカードに対して自由に動ける第2の端部とを備え、前記粒子状物質収容容器は、前記支持手段の前記第2の端部に隣接する位置で前記支持手段に取付けられ、使用中、前記支持手段が前記粒子状物質収容容器を前記グリーティングカードから遠ざけることによって前記粒子状物質収容容器の中の粒子状物質が空中に推進されるようになっていることを特徴とする粒子状物質推進装置。

【請求項2】

折り目により分離されている第1の面と第2の面とを有するカードをさらに備えており、前記折り目が開いているときには開位置となり、前記折り目が閉じているときには閉位置となり、前記粒子状物質収容容器が、使用前に前記カードの中に保持されるように配置されていることを特徴とする請求項1に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項3】

前記支持手段の前記第1の端部が前記カードの前記折り目に隣接する位置にあることを特徴とする請求項2に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項4】

第1の開口及び第2の開口が前記カードの前記折り目の中に設けられ、前記支持手段は前記第1及び第2の開口を通過し、これによって前記支持手段は、前記カードの内面にあり前記第1の端部に隣接する第1の部分と、前記カードの外側にあり第2の部分と、前記支持手段の前記第2の端部に隣接し前記カードの内面にあり第3の部分とを備えていることを特徴とする請求項2又は請求項3に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項5】

閉位置で前記粒子状物質収容容器を保持するように配置されている留め具が設けられていることを特徴とする請求項2から請求項4までのいずれか1項に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項6】

前記留め具は、前記カードの前記第2の面上に位置することを特徴とする請求項5に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項7】

前記留め具は、前記粒子状物質推進装置が前記閉位置にあるときに、前記カードの前記第1の面により、前記粒子状物質収容容器を解放しないようにされていることを特徴とする請求項6に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項8】

第1のタブが前記カードの前記第1の面から延びており、前記粒子状物質推進装置が前記閉位置にあるときに、前記第1のタブが前記粒子状物質収容容器と前記カードの第2の面との間に位置するように配置されていることを特徴とする請求項7に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項9】

第2のタブが前記カードの前記第2の面から延びており、前記第2のタブが前記カードの前記第1の面の中の窓を通過するように配置され、これによって、前記第2のタブが前記カードの前記第1の面の外側部分に固定されているときに、開かないようになっていることを特徴とする請求項8に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項10】

前記粒子状物質推進装置は、前記閉位置にある前記粒子状物質推進装置を開くことにより作動されることを特徴とする請求項2から請求項9までのいずれか1項に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項11】

前記支持手段は、弾性材料で形成されていることを特徴とする請求項1から請求項10までのいずれか1項に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項12】

前記支持手段は、ばね鋼で形成されていることを特徴とする請求項11に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項13】

前記カードはグリーティングカードであることを特徴とする請求項1から請求項12までのいずれか1項に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項14】

前記カードは、グリーティングカードに挿入する挿入物であることを特徴とする請求項1から請求項12までのいずれか1項に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項15】

前記粒子状物質推進装置は、該粒子状物質推進装置を前記グリーティングカードに取付ける取付け手段を備えていることを特徴とする請求項14に記載の粒子状物質推進装置。

【請求項16】

前記粒子状物質が紙吹雪であることを特徴とする請求項1から請求項15までのいずれか1項に記載の粒子状物質推進装置。